

平成28年度事務事業評価シート					取組みコード	61115
区分	事務事業	担当課	行政推進課	作成日	平成28年5月10日	
事業名	町民公益活動支援経費		開始年度	平成20年度	予算科目	2.1.9.3.3

1 事業の概要

総合計画での位置づけ	
部	第6部 確かな未来を拓く協働のまちづくり
章	第1章 住民と行政の協働の推進
節	第1節 住民参加と情報共有の推進
基本施策	1 住民参加の推進
取組みの基本方向 (5)町民活動応援事業等により、財政的な支援をはかります。	
根拠法令等	愛川町自治基本条例第26条
目的 (誰・何を対象に、何のために)	住民参加と情報共有の推進により、自治基本条例の基本理念である町民等と町との協働による自治運営の確立を目指すもので、新しい公共の担い手として、町民等により組織される町民公益活動団体が自主的かつ自立的に行う、非営利で広く町民の利益に寄与する活動(町民公益活動)の促進を目的としている。
内容・方法 (何を行っているのか)	愛川町町民公益活動に係る支援指針(平成16年9月1日施行)に基づき、町民公益活動団体の活動(新たな取り組み)を財政的に支援することを目的とした「あいかわ町民活動応援事業補助金」、また、この補助金の公平性及び透明性を確保することを目的とした外部の委員による審査部会の開催のほか、町とボランティア協定を締結している県立愛川高校が加入するボランティア保険の掛け金への補助など、町内での公益活動の活性化を図っているものである。

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名	平成21年度	平成28年度			
		『住民参加と情報共有の推進』について「満足」と感じる住民の割合	29.3%	44.0%			
		あいかわ町民活動サポートセンター登録団体数	92団体	120団体			
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果			町内での公益活動の活性化を図り、町民等と町との協働のまちづくりを推進する。				
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
あいかわ町民活動サポートセンター登録団体数	増	登録団体数の増加は、町内で活動する公益活動団体の増加を示す。	計画値		112.0	116.0	120.0
			実績値	132.0	140.0	145.0	
			達成度※自動計算		125.0	125.0	0.0
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動			町民公益活動の促進のため財政的な支援等、必要な環境の整備に努める。				
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度
あいかわ町民活動応援事業補助金交付団体数	増	補助金交付団体数の増加は、新たな事業に取組む団体への町の支援状況を示す。	計画値		5.0	5.0	4.0
			実績値		5.0	4.0	
			達成度※自動計算		100.0	80.0	0.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3 事業費の推移と財源内訳

3 事業費の推移と財源内訳			(E) 平均人件費(円/年)	8,300,000		
年 度			基準年度(決算) (平成25年度)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算見込)	平成28年度(予算)
(A) 事業費(円)			1,449,070	1,003,369	769,170	1,496,000
(B) 概算職員数(人)			0.363	0.363	0.363	0.363
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算			3,012,900	3,012,900	3,012,900	3,012,900
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算			4,461,970	4,016,269	3,782,070	4,508,900
単位当たりコスト※自動計算			33,802.8	28,687.6	26,083.2	
財源内訳(円)	特定財源	国庫支出金				
		県支出金				
		地方債				
		その他				
	一般財源※自動計算		4,461,970	4,016,269	3,782,070	4,508,900

4 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である		B
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	○	
	国や県において実施している事業との重複がない		
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	○	
	受益に応じた負担は適正である	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	○	
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な不可欠な事業である		
	上記のいずれにも当てはまらない		
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成27年度の目標を達成している	○	A
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用減、成果アップ	A
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	直接的	A
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高い	
総合評価 ※自動判定		良好に実施できている	

5 特記事項

6 自己評価(担当課)

評価結果	現状維持
理由	自治基本条例の基本理念である町民等と町との協働による自治運営の確立を目指すため
今後の方向性	町民等と町との協働によるまちづくりを推進するためには、町が主体となって行う事業や制度による町民参加だけでは不十分であり、町民等による自主的かつ自立的な公益活動を活性化、充実させる必要がある。そのため、引き続き、本事業による支援を実施する。

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	現状維持
今後の方向性に係る意見等	所管課の方向性のとおり

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	
今後の方向性に係る意見等	

9 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

現状のまま引き続き事業を実施する。

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	現状維持
理由・改善方針	現状のまま引き続き事業を実施する。